

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年11月10日
【四半期会計期間】	第86期第3四半期（自平成23年7月1日至平成23年9月30日）
【会社名】	帝国繊維株式会社
【英訳名】	TEIKOKU SEN-I Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 飯田 時章
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋二丁目5番13号
【電話番号】	03(3281)3022（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役 長谷川 芳春
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋二丁目5番13号
【電話番号】	03(3281)3022（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画部長 阪田 繁
【縦覧に供する場所】	帝国繊維株式会社大阪支店 （大阪市淀川区野中北二丁目2番6号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第85期 第3四半期連結 累計期間	第86期 第3四半期連結 累計期間	第85期 第3四半期連結 会計期間	第86期 第3四半期連結 会計期間	第85期
会計期間	自平成22年 1月1日 至平成22年 9月30日	自平成23年 1月1日 至平成23年 9月30日	自平成22年 7月1日 至平成22年 9月30日	自平成23年 7月1日 至平成23年 9月30日	自平成22年 1月1日 至平成22年 12月31日
売上高(千円)	19,961,621	15,442,696	3,568,247	3,528,499	26,180,578
経常利益(千円)	3,353,471	2,047,514	287,999	130,071	4,117,149
四半期(当期)純利益(千円)	1,845,497	1,083,293	94,983	36,250	2,336,650
純資産額(千円)	-	-	14,733,215	16,731,401	15,634,118
総資産額(千円)	-	-	22,585,368	24,393,281	24,584,567
1株当たり純資産額(円)	-	-	563.22	639.67	597.68
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	70.55	41.42	3.63	1.39	89.32
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率(%)	-	-	65.23	68.59	63.59
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	3,722,031	77,484	-	-	4,370,425
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	275,129	235,023	-	-	264,651
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	578,886	708,233	-	-	599,022
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(千円)	-	-	7,189,457	6,807,449	7,828,192
従業員数(人)	-	-	249	259	247

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成23年9月30日現在

従業員数（人）	259	[113]
---------	-----	-------

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当第3四半期連結会計期間の平均人員を[]外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成23年9月30日現在

従業員数（人）	122	[75]
---------	-----	------

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当第3四半期会計期間の平均人員を[]外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

当社グループの売上高は防災という事業の性格から、第2、第3四半期連結会計期間に比べ、第1、第4四半期連結会計期間の売上高が増加する傾向にあり、それに伴い生産、受注及び販売実績にも季節的変動があります。

また、当社グループの報告セグメントの内容は、前年同四半期と変更ありません。詳細は第5「経理の状況」の注記事項（セグメント情報等）をご参照ください。

(1)生産実績

当第3四半期連結会計期間の生産実績をセグメントごとに示すと次のとおりであります。

セグメントの名称	当第3四半期連結会計期間 (自平成23年7月1日 至平成23年9月30日)	前年同期比(%)
防災(千円)	501,614	88.5
繊維(千円)	668,507	124.3
その他(千円)	-	-
合計(千円)	1,170,121	105.9

(注)1. 生産金額は製造原価にて記載しており、セグメント間の取引については相殺消去しております。

2. 金額には外注による生産実績を含んでおります。

3. 金額には消費税等は含まれておりません。

(2)受注実績

当第3四半期連結会計期間の受注状況をセグメントごとに示すと次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(千円)	前年同期比(%)	受注残高(千円)	前年同期比(%)
防災	1,278,427	156.7	6,343,629	176.0
繊維	986,341	172.0	1,721,873	108.3
その他	-	-	-	-
合計	2,264,768	163.0	8,065,502	155.3

(注)1. 金額は販売価格にて記載しております。

2. 金額には消費税等は含まれておりません。

(3)製品仕入実績

当第3四半期連結会計期間の製品仕入実績をセグメントごとに示すと次のとおりであります。

セグメントの名称	当第3四半期連結会計期間 (自平成23年7月1日 至平成23年9月30日)	前年同期比(%)
防災(千円)	1,751,888	132.5
繊維(千円)	512,089	169.5
その他(千円)	1,692	107.2
合計(千円)	2,265,671	139.3

(注)1. 金額は仕入価格にて記載しております。

2. 金額には消費税等は含まれておりません。

(4)販売実績

当第3四半期連結会計期間の販売実績をセグメントごとに示すと次のとおりであります。

セグメントの名称	当第3四半期連結会計期間 (自平成23年7月1日 至平成23年9月30日)	前年同期比(%)
防災(千円)	2,183,685	91.1
繊維(千円)	1,178,639	117.1
不動産賃貸(千円)	115,096	99.7
その他(千円)	51,077	102.2
合計(千円)	3,528,499	98.9

- (注) 1. 金額は販売価格によっており、セグメント間の取引については相殺消去しております。
 2. 金額には消費税等は含まれておりません。

2【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
 また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社および連結子会社）が判断したものであります。

（1）経営成績の分析

当第3四半期連結会計期間におけるわが国経済は、3月に発生した東日本大震災の影響など、景気の先行きへの不透明感が強まるなか、厳しい状況で推移しました。

このような経営環境下、平成23年度より中期経営計画「帝国繊維(テイセン)2013」をスタートさせた当社グループは、「社会にかけがえのない企業をめざして」価値ある事業を更に磨き上げるべく

- ・ 総合防災事業の深化・充実・拡大
- ・ “リネンの帝国繊維”を市場に確立する

という二つの目標に向けて、グループ一丸となって取り組んでまいりました。

特に、今般の東日本大震災で甚大な被害をもたらした大地震・大津波など、大規模自然災害への備え、その大震災に起因する原子力発電所の事故やそれに伴う放射能汚染の問題などは、現在当社が取り組んでいる中期経営計画「帝国繊維(テイセン)2013」の主要なテーマの一つであり、こうした「新たに予測される社会リスク」への対応に向けて、当社の果たす役割と事業の裾野は確実に広がってきています。

当第3四半期連結会計期間におけるセグメント別の概況は以下のとおりであります。

<防災>

東日本大震災の影響もあり、官公庁や民間企業向け防災資機材の売上が増加したものの、消火栓用ホース等の売上が落ち込んだことなどから、売上高は21億8千3百万円（前年同期比8.9%減）となりました。

<繊維>

リネンを中心とした原糸・生地のほか、民間企業向けユニフォームやエレクトィなど高機能繊維素材を使った作業服などの売上が順調だったことから、売上高は11億7千8百万円（前年同期比17.1%増）となりました。

<不動産賃貸・その他>

不動産賃貸事業が順調に推移していることから、売上高は1億6千6百万円（前年同期比0.5%増）となりました。

その結果、当第3四半期連結会計期間の売上高は35億2千8百万円（前年同期比1.1%減）、営業利益は9千5百万円（同66.6%減）、経常利益は1億3千万円（同54.8%減）、四半期純利益は3千6百万円（同61.8%減）となりました。

（2）財政状態に関する分析

当第3四半期連結会計期間末の財政状態は、前連結会計年度末と比較して、総資産が1億9千1百万円減少し、243億9千3百万円となりました。これは主として、受注増加に伴い棚卸資産が増加し、保有上場株式の含み益が増加した一方で、売上の季節変動により現金及び預金や受取手形及び売掛金が減少したことなどによるものです。

負債は、支払債務の減少や未払法人税等の減少などにより、前連結会計年度末と比べ12億8千8百万円減少し、76億6千1百万円となりました。

純資産は、利益剰余金の増加や保有上場株式の含み益の増加などがあり、前連結会計年度末と比べ10億9千7百万円増加し、167億3千1百万円となりました。

この結果、自己資本比率は68.6%となりました。

(3) キャッシュ・フローの分析

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、第2四半期連結会計期間末に比べ、16億1千1百万円減少し、68億7百万円となりました。

各キャッシュ・フローの状況は、次のとおりであります。

< 営業活動によるキャッシュ・フロー >

営業活動による資金の支出は、受注増加に伴い棚卸資産が増加したこと、法人税等の支払が大きかったことなどにより、前年同期に比べ6億7百万円増加し、15億5千7百万円となりました。

< 投資活動によるキャッシュ・フロー >

投資活動による資金の支出は、鹿沼工場の生産設備等への投資の減少により、前年同期に比べ2千2百万円減少し、3千4百万円となりました。

< 財務活動によるキャッシュ・フロー >

財務活動による資金の支出は、前年同期と同様に長期借入金の返済などにより、2千万円となりました。

(4) 事業上および財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループの事業上および財務上の対処すべき課題に重要な変更および新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は以下のとおりであります。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資する者が望ましいと考えております。そして、当社の株主の在り方について、当社は、金融商品取引所への上場により株主は市場での自由な取引を通じて決まるものと考えておりますので、会社を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき決定されるべきものと考えております。

しかしながら、当社株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、株主が買付けの条件等について検討したり、当社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、株主共同の利益を毀損するものもあり得ます。このような大規模な買付行為や買付提案を行う者は、例外的に当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと判断します。

当社株式の大規模買付行為に関する対応方針の内容

1. 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針の導入の目的

当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下「本対応方針」といいます）は、前記に述べた基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして導入するものです。

本対応方針を運用するにあたっては、当社は、大規模買付行為が行われた際には、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報や時間を確保したり、買付者と交渉を行うことが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることにつながると考えています。そのため当社は、本対応方針において、大規模買付行為を行う際の情報提供等に関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます）を定めることといたしました。大規模買付ルールは、株主の皆様に対し、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をするための必要かつ十分な情報を提供するものであり、当社株主共同の利益に資するものであると考えます。

2. 本対応方針の対象となる当社株式の買付け

本対応方針の対象となる当社株式の買付けとは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社の株券等（注3）の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれも事前に当社取締役会が同意したものを除きます。また、市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下このような買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）とします。

注1：特定株主グループとは、

() 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）又は、

() 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2：議決権割合とは、

() 特定株主グループが注1の()記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保

有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も加算するものとします。）又は、

() 特定株主グループが注1の()の記載の場合は、当該買付け等を行う者及びその特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。

株券等保有割合及び各株券等所有割合の算出に当たっては、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、

金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等又は同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。

3. 大規模買付ルールの内容

大規模買付ルールとは、大規模買付者が事前に当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、それに基づき当社取締役会が当該大規模買付行為について評価検討を行うための期間を設け、かかる期間が経過した後に大規模買付行為が開始されるというものです。大規模買付ルールの概要は、以下のとおりです。

(1) 意向表明書の提出及び大規模買付情報の提供

ア 意向表明書の提出

大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対し、株主の皆様の判断及び当社取締役会の評価検討のために必要かつ十分な情報（以下「大規模買付情報」といいます）を提供していただきます。

大規模買付情報の内容は、大規模買付行為の内容及び態様によって異なり得るため、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社宛に、大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行う旨の「意向表明書」をご提出いただくこととします。意向表明書には、大規模買付者の名称及び住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、提案する大規模買付行為の概要並びに大規模買付ルールに従う旨の誓約を記載していただきます。

イ 大規模買付情報の提供

当社は、前記アの意向表明書の受領後10営業日以内に、大規模買付情報のリストを大規模買付者に交付し、大規模買付者は、当該リストにしたがい、大規模買付情報を当社に提供することとします。当初提供していただいた情報だけでは大規模買付情報として不足していると当社取締役会又は後記特別委員会が考える場合には、追加的に情報を提供していただくことがあります。また、当社は、大規模買付行為の提案があった事実及び大規模買付情報の提供が完了した事実については速やかに開示し、また、当社取締役会に提供された大規模買付情報については、株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を公表いたします。

なお、大規模買付情報の項目の一部は、以下のとおりです。

大規模買付者及び特定株主グループの概要（事業内容、資本構成、設立根拠法、当社及び当社グループ（以下「当社」といいます）の事業と同種事業についての経験の有無を含む）

大規模買付行為の目的、方法及び内容（買付対価の種類・価額、買付けの時期・方法その他の買付条件及びその適法性、関連する取引の仕組み、並びに買付け及び関連する取引の実現可能性を含む）

大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡が存在する場合にはその内容、買付対価の算定根拠及び買付資金の裏付け（資金の供与者の名称その他の概要、調達方法、関連する取引を含む）

大規模買付行為完了後に意図する当社らの経営方針、事業計画、当社らの企業価値を持続的かつ安定的に向上させるための施策及び当該施策が当社らの企業価値を向上させる根拠

当社らの従業員、取引先、顧客、地域社会その他の利害関係者と当社らとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無及びその内容

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運用を図る観点から、必要に応じて、大規模買付者に対し情報提供の期限を設定することがあります。ただし、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合は、その期限を延長することができるものとします。

また、当社取締役会が本必要情報の追加的な提供を要請したにもかかわらず、大規模買付者から、当該情報の一部について提供が難しい旨の合理的な説明がある場合には、当社取締役会が求める本必要情報が全て揃わなくても、大規模買付者との情報提供に係る交渉を打ち切り、後記(2)の当社取締役会による評価検討を開始する場合があります。

(2) 当社取締役会による評価検討

当社取締役会は、大規模買付行為の評価検討の難易度に応じて、大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付情報の提供を完了した後（追加で大規模買付情報が提供された場合には当該追加の提供を完了した後）、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社株券等の全ての買付けの場合には60日間、その他の大規模買付行為の場合には90日間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます）として確保されるべきものとします。但し、後記(3)の特別委員会の評価・検討期間が延長された場合には、特別委員会の勧告を受けて、延長された期間と同一期間を上限に延長することがありますが、その場合にはその旨公表いたします。そして、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、適宜必要に応じて外部専門家の助言を得ながら、提供された大規模買付情報を十分に評価検討し、当社取締役会としての意見を取りまとめ、公表します。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

(3) 特別委員会の関与

ア 特別委員会の設置

大規模買付ルールに則って一連の手の進行が行われたか否か、並びに大規模買付ルールが遵守された場合で当社企業価値及び当社株主共同の利益を守るために適切と考える一定の対抗措置を執るか否かについては、当社取締役会が最終的判断を行うこととなりますが、その判断の合理性、公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置いたします。

特別委員会の委員は、3名以上とし、社外取締役、社外監査役、社外有識者（取締役又は執行役として経営経験豊富な者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、税理士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者など）の中から選任されるものとします。現在の特別委員会委員は、社外監査役の星野良祐氏、補欠監査役の上浦種彦氏、弁護士の杉本幸孝氏の3名です。

イ 特別委員会の権限

特別委員会は、大規模買付者に対し、提供された情報の内容が大規模買付情報として不十分であると判断した場合には、情報を追加的に提供するように当社取締役会を通して求めることができます。

また、特別委員会は、当社取締役会からの対抗措置の発動の是非についての諮問を受けた日から原則として30日間が経過する日まで（取締役会評価期間中の期間とし、以下「特別委員会検討期間」といいます）に、大規模買付行為を評価・検討し、特別委員会としての意見を取りまとめ、当社取締役会に対して勧告を行います。なお、特別委員会が特別委員会検討期間満了時まで、対抗措置の発動の是非につき勧告を行うに至らない場合には、特別委員会は、大規模買付者等の買付等の内容の検討、当該大規模買付者との交渉、代替案の検討等に必要とされる30日を上限とする合理的な範囲内で、当該評価・検討期間を延長できるものとします（この延長がなされた場合には、前記（2）のとおり、取締役会評価期間も当該延長された期間を上限に延長することがあります）。取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動・不発動の決議を行います。

4. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合で、かつ当社の企業価値又は株主共同の利益を確保するために必要であるときには、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社企業価値及び当社株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権無償割当ての実施等、会社法その他の法令及び当社定款が当社取締役会の権限として認める措置（以下「対抗措置」といいます）を講じ、大規模買付行為に対抗することがあります。具体的な対抗措置については、その時点で相当と認められるものを選択することとします。

当社取締役会が具体的な対抗措置として、実際に新株予約権の無償割当てを実施する場合には、大規模買付者及び特定株主グループに属さないことを行使条件とし、当社が大規模買付者及び特定株主グループに属さない者から当社株式と引き換えに取得できることを内容とする新株予約権を、大規模買付者が出現した後の一定の時点のすべての株主に対して無償にて割り当てるなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件及び取得条項を設けることがあります。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説得を行う可能性は排除しないものの、原則として、大規模買付行為に対する対抗措置は執りません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案の内容及びそれに対する当社取締役会の意見、代替案をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社企業価値及び当社株主共同の利益を著しく損なうと判断する場合には、当社企業価値及び当社株主共同の利益を守ることを目的として、前記（1）と同様の対抗措置を講じることがあります。具体的には、以下の から の類型に該当すると認められる場合には、大規模買付行為が当社企業価値及び当社株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に該当するものと考えます。

真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を吊り上げて高値で株式を当社関係者に引き取らせる目的で当社の株式の買付けを行っている判断される場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）

当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者や特定株主グループ等に移譲させる目的で当社の株式の買付けを行っている判断される場合
当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者や特定株主グループ等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社の株式の買付けを行っている判断される場合

当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株式の高値売り抜けをする目的で当社の株式の買付けを行っている判断される場合

大規模買付者の提案する当社株式の買付条件（買取対価の種類・価額、買付の時期・方法その他の買付条件及びその適法性、関連する取引の仕組み、並びに買付け及び関連する取引の実現可能性を含むがこれらに限らない）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると合理的な根拠をもって判断される場合

大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、強圧的二段階買収（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいう）など、株主の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合（但し、部分的公開買付けであることをもって当然にこれに該当するものではない）

大規模買付者による支配権取得により、当社株主はもとより、顧客、従業員その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値の毀損が予想され、あるいは、当社の企業価値の維持及び向上を妨げるおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合

買付けが行われる時点での法令等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に重大な損害をもたらすおそれのある買付け等であると明らかに認められている買付けと判断される場合

（3）対抗措置の発動の手続

本対応方針においては、前記（2）に記載のとおり大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。一方、前記（2）に記載のとおり例外的に対抗措置をとる場合、及び前記（1）に記載のとおり対抗措置をとる場合には、その判断の合理性及び公正性を担保するために、まず当社取締役会が対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は大規模買付ルールが遵守されているか否か等を十分検討した上で対抗措置の発動の是非について勧告を行うものとします。

当社取締役会は、対抗措置を講じるか否かの判断に際して、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

（4）対抗措置発動の停止等について

前記（3）において、当社取締役会が対抗措置を講ずることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合など対抗措置の発動が適切でないとして当社取締役会が判断した場合には、特別委員会の助言、意見又は勧告を十分に尊重した上で、対抗措置の発動の停止又は変更等を行うことがあります。例えば、対抗措置として新株予約権無償割当てを行う場合には、当社取締役会において、新株予約権無償割当てが決議され、又は新株予約権無償割当てが行われた後においても、その後、大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないとして取締役会が判断したときには、行使期間開始日までの間は、特別委員会の勧告を受けた上で、新株予約権無償割当て等の中止、又は新株予約権無償割当て後において、無償取得の方法により対抗措置発動の停止等を行うことができるものとします。

このような対抗措置発動の停止等を行う場合は、特別委員会が必要と認める事項とともに速やかな情報開示を行います。

5．株主及び投資家の皆様に与える影響及び必要となる手続

（1）大規模買付ルールが株主及び投資家の皆様に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、前記4において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

（2）対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、当社企業価値及び当社株主共同の利益を守ることを目的として、前記の対抗措置を執ることがありますが、当社取締役会が対抗措置を執ることを決定した場合には、適用ある法令、金融商品取引所規則等に従って、適時適切な開示を行います。対抗措置の発動時においても、大規模買付者及び特定株主グループに属する株主以外の株主の皆様が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。

対抗措置の一つとして新株予約権無償割当てを行う場合は、当社が当該新株予約権の取得の手続きを取ることににより、大規模買付者等以外の株主の皆様は、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになりますので格別の不利益は発生しません。また、特別委員会の勧告を受けて、前記4（4）にしたがい、当社取締役会が当該新株予約権無償割当ての中止又は割当てた新株予約権の無償取得（当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様は新株予約権を失います）を行う場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんが、当該新株予約権無償割当てを受けるべき株主が確定した後に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

大規模買付者や特定株主グループについては、大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、対抗

措置が講じられることにより、結果的にその法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。

本対応方針の公表は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反することがないように予め注意を喚起するものです。

(3) 対抗措置発動に伴って株主の皆様に必要な手続

対抗措置として新株予約権無償割当てを行う場合には株主の皆様は、引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当てを受け、また、当社が新株予約権の取得の手続きをとることにより、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、申込みや払込み等の手続きは必要となりませんが、但し、当社は、新株予約権の取得に先立ち、新株予約権の割当てを受ける株主の皆様ご自身が、大規模買付者及び特定株主グループに属する者ではないこと等を誓約する当社所定の書式による書面のご提出を求めています。

対抗措置の発動に際しての手続の詳細については、実際に対抗措置を発動することとなった際に、適用ある法令及び金融商品取引所規則等に基づき開示いたします。

6. 本対応方針の適用開始、有効期限、廃止及び変更

- (1) 本対応方針は、平成23年3月30日より発効することとし、有効期間は、平成26年3月開催予定の定時株主総会の終結時までとします。本対応方針の継続についても、発効と同様に、当社の定時株主総会の承認を得ることとします。
- (2) 本対応方針は、その発効後においても、当社定時株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合、または、当社取締役会により本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。
- (3) 当社取締役会においては、会社法関係法令の改正、今後の司法判断の動向及び金融商品取引所その他の公的機関の対応等を踏まえ、当社企業価値及び当社株主共同の利益の維持及び向上の観点から、必要に応じて本対応方針を見直しを参りたいと思います。本対応方針の変更については、法令等の改正に伴う軽微な変更を除き、速やかに株主の皆様にお知らせします。

対抗措置が基本方針に沿うものであり、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

1. 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本対応方針は、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を検討した上で作成したものであり、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足しています。

2. 対抗措置の客観的発動条件の設定

当社の大規模買付行為に対する対抗措置は、後記4の特別委員会の勧告を受けるほか、あらかじめ定められた合理的客観的発動条件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

3. 株主意思の重視

大規模買付ルールの制定につきましては、当社は、前記6(1)に記載のとおり、株主総会にて株主の皆様のご承認をいただくことで、株主の皆様のご意向が反映されるものとなっております。また、その後の大規模買付ルールの継続につきましても、前記6(1)に記載のとおり、一定の期間ごとに株主総会に議案を提出し、株主の皆様にお諮りする予定であります。

4. 第三者専門家の意見の重視と情報開示

前記3(3)のとおり、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は、この諮問に基づき、当社取締役会に対し対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

また、当社取締役会は、特別委員会に対する諮問のほか、大規模買付者の提供する大規模買付情報に基づいて、外部専門家の助言を得ながら、当該大規模買付者及び当該大規模買付行為の具体的内容並びに当該大規模買付行為が当社企業価値及び当社株主共同の利益に与える影響を検討するものとします。

当社取締役会の判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本対応方針の透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

5. デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

前記6に記載したとおり、本対応方針は、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することが出来るものとされており、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は期差任期制を採用していないため、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する防衛策）でもありません。

(5) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間の研究開発費の総額は22百万円であります。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	97,600,000
計	97,600,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成23年9月30日)	提出日 現在発行数(株) (平成23年11月10日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	27,089,400	27,089,400	東京証券取引所市場第一部	(注)
計	27,089,400	27,089,400	-	-

(注) 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は1,000株であります。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数(株)	発行済株式 総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額(千円)	資本準備金 残高(千円)
平成23年7月1日～ 平成23年9月30日	-	27,089,400	-	1,373,364	-	745,944

(6)【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりませ
 ん。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認出来ないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成23年6月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成23年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 932,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 25,950,000	25,950	-
単元未満株式	普通株式 207,400	-	-
発行済株式総数	27,089,400	-	-
総株主の議決権	-	25,950	-

【自己株式等】

平成23年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
帝国繊維株式会社	東京都中央区日本橋2-5-13	932,000	-	932,000	3.44
計	-	932,000	-	932,000	3.44

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成23年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	538	546	600	534	508	505	542	519	515
最低(円)	496	503	415	496	470	473	498	483	489

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間（平成22年7月1日から平成22年9月30日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成22年1月1日から平成22年9月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成23年7月1日から平成23年9月30日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成23年1月1日から平成23年9月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間（平成22年7月1日から平成22年9月30日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成22年1月1日から平成22年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間（平成23年7月1日から平成23年9月30日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成23年1月1日から平成23年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成23年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	6,307,472	7,328,468
受取手形及び売掛金	3,322,123	4,734,665
有価証券	499,977	499,723
商品及び製品	2,736,174	2,475,747
仕掛品	1,287,701	778,826
原材料及び貯蔵品	450,119	282,335
繰延税金資産	155,975	142,722
その他	251,189	56,334
貸倒引当金	2,367	26,633
流動資産合計	15,008,366	16,272,189
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	1 2,025,435	1 2,067,199
機械装置及び運搬具(純額)	1 297,034	1 371,998
工具、器具及び備品(純額)	1 67,286	1 66,463
土地	261,480	261,480
建設仮勘定	111,321	12,972
有形固定資産合計	2,762,559	2,780,113
無形固定資産		
借地権	39,904	39,904
その他	75,835	94,477
無形固定資産合計	115,739	134,382
投資その他の資産		
投資有価証券	6,284,259	5,165,188
繰延税金資産	88,851	96,815
その他	136,562	138,935
貸倒引当金	3,056	3,056
投資その他の資産合計	6,506,615	5,397,882
固定資産合計	9,384,914	8,312,377
資産合計	24,393,281	24,584,567

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成23年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	2,746,242	3,155,337
短期借入金	20,700	78,600
役員賞与引当金	48,750	65,000
賞与引当金	130,897	-
未払法人税等	34,505	1,213,211
その他	546,238	830,910
流動負債合計	3,527,333	5,343,059
固定負債		
長期預り保証金	1,175,640	1,220,077
繰延税金負債	2,453,639	1,998,646
退職給付引当金	112,837	86,715
役員退職慰労引当金	323,500	301,950
資産除去債務	68,928	-
固定負債合計	4,134,547	3,607,389
負債合計	7,661,880	8,950,449
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,373,364	1,373,364
資本剰余金	747,558	747,558
利益剰余金	11,695,891	11,266,545
自己株式	367,016	366,214
株主資本合計	13,449,798	13,021,254
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	3,335,680	2,617,842
繰延ヘッジ損益	54,077	4,977
評価・換算差額等合計	3,281,603	2,612,864
純資産合計	16,731,401	15,634,118
負債純資産合計	24,393,281	24,584,567

(2)【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年9月30日)
売上高	19,961,621	15,442,696
売上原価	14,291,476	11,075,278
売上総利益	5,670,144	4,367,418
販売費及び一般管理費	2,374,034	2,428,942
営業利益	3,296,109	1,938,475
営業外収益		
受取利息	5,817	3,646
受取配当金	48,908	102,581
持分法による投資利益	-	426
その他	15,411	7,631
営業外収益合計	70,136	114,286
営業外費用		
支払利息	5,815	4,096
手形売却損	14	-
持分法による投資損失	5,007	-
為替差損	471	579
その他	1,465	571
営業外費用合計	12,775	5,247
経常利益	3,353,471	2,047,514
特別利益		
固定資産売却益	132	128
投資有価証券売却益	-	7
ゴルフ会員権売却益	-	1,142
貸倒引当金戻入額	26,160	24,266
関係会社株式売却益	4,452	-
特別利益合計	30,744	25,544
特別損失		
固定資産処分損	16,543	12,423
投資有価証券評価損	107,309	90,073
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	50,762
特別損失合計	123,852	153,259
税金等調整前四半期純利益	3,260,363	1,919,799
法人税、住民税及び事業税	1,440,329	844,013
法人税等調整額	25,463	7,507
法人税等合計	1,414,865	836,505
少数株主損益調整前四半期純利益	-	1,083,293
四半期純利益	1,845,497	1,083,293

【第3四半期連結会計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成23年7月1日 至平成23年9月30日)
売上高	3,568,247	3,528,499
売上原価	2,503,052	2,626,250
売上総利益	1,065,195	902,248
販売費及び一般管理費	1 778,371	1 806,324
営業利益	286,823	95,923
営業外収益		
受取利息	2,429	1,171
受取配当金	1,323	30,741
持分法による投資利益	-	737
その他	1,790	2,634
営業外収益合計	5,543	35,284
営業外費用		
支払利息	1,837	1,072
持分法による投資損失	2,217	-
為替差損	305	-
その他	6	64
営業外費用合計	4,367	1,137
経常利益	287,999	130,071
特別利益		
固定資産売却益	37	-
ゴルフ会員権売却益	-	1,142
貸倒引当金戻入額	3,581	77
関係会社株式売却益	4,452	-
特別利益合計	8,070	1,220
特別損失		
固定資産処分損	1,440	7,054
投資有価証券評価損	55,744	36,405
特別損失合計	57,185	43,459
税金等調整前四半期純利益	238,885	87,831
法人税、住民税及び事業税	143,023	56,918
法人税等調整額	878	5,337
法人税等合計	143,901	51,581
少数株主損益調整前四半期純利益	-	36,250
四半期純利益	94,983	36,250

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	3,260,363	1,919,799
減価償却費	258,145	260,787
貸倒引当金の増減額(は減少)	35,478	24,266
受取利息及び受取配当金	54,725	106,227
支払利息	5,815	4,096
持分法による投資損益(は益)	5,007	426
役員賞与引当金の増減額(は減少)	12,750	16,250
賞与引当金の増減額(は減少)	117,703	130,897
退職給付引当金の増減額(は減少)	22,900	26,122
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	21,225	21,550
固定資産処分損益(は益)	16,411	12,295
ゴルフ会員権売却損益(は益)	-	1,142
関係会社株式売却損益(は益)	4,452	-
投資有価証券評価損益(は益)	107,309	90,073
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	50,762
売上債権の増減額(は増加)	3,493,259	1,406,329
たな卸資産の増減額(は増加)	1,166,608	937,086
仕入債務の増減額(は減少)	3,589,798	483,503
預り保証金の増減額(は減少)	44,669	44,472
その他の流動資産の増減額(は増加)	37,381	66,930
その他の流動負債の増減額(は減少)	94,147	362,759
その他	8,713	458
小計	4,873,116	1,879,190
利息及び配当金の受取額	55,116	105,919
利息の支払額	5,656	3,923
法人税等の支払額	1,200,545	2,058,670
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,722,031	77,484
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	234,456	224,845
有形固定資産の売却による収入	7,094	171
有形固定資産の除却による支出	4,168	5,770
無形固定資産の取得による支出	40,734	6,054
投資有価証券の取得による支出	257	-
ゴルフ会員権の売却による収入	-	1,142
貸付金の回収による収入	1,694	308
その他	4,300	24
投資活動によるキャッシュ・フロー	275,129	235,023

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	1,620,000	1,620,000
短期借入金の返済による支出	1,620,000	1,620,000
長期借入金の返済による支出	57,900	57,900
自己株式の取得による支出	1,419	802
配当金の支払額	519,566	649,531
財務活動によるキャッシュ・フロー	578,886	708,233
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	2,868,016	1,020,742
現金及び現金同等物の期首残高	4,321,441	7,828,192
現金及び現金同等物の四半期末残高	7,189,457	6,807,449

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年9月30日)
1. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 資産除去債務に関する会計基準の適用</p> <p>第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>これにより、当第3四半期連結累計期間の営業利益及び経常利益は、それぞれ19,504千円減少し、税金等調整前四半期純利益は、70,267千円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は50,895千円であります。</p>

【表示方法の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年9月30日)
(四半期連結損益計算書)	<p>「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。</p>

	当第3四半期連結会計期間 (自平成23年7月1日 至平成23年9月30日)
(四半期連結貸借対照表)	<p>前第3四半期連結会計期間において、投資その他の資産に区分掲記しておりました「長期貸付金」は当第3四半期連結会計期間より投資その他の資産の「その他」に含めて掲記しております。なお、当第3四半期連結会計期間の「その他」に含まれる「長期貸付金」は3,623千円であります。</p>
(四半期連結損益計算書)	<p>「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。</p>

【簡便な会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年9月30日)
1. たな卸資産の評価方法	当社及び連結子会社は、当第3四半期連結会計期間末における棚卸高の算出に関して、実地棚卸を省略し第2四半期連結会計期間末に係る実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算出しております。
2. 固定資産の減価償却費の算定方法	当社及び連結子会社は、定率法を採用している資産に関しては、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成23年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年12月31日)
1. 有形固定資産の減価償却累計額 4,656,761千円	1. 有形固定資産の減価償却累計額 4,482,044千円

(四半期連結損益計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年9月30日)																																				
1. 販売費及び一般管理費のうちの主要な費目は下記のとおりであります。 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">役員報酬及び給料手当</td> <td style="text-align: right;">979,974千円</td> </tr> <tr> <td>賞与</td> <td style="text-align: right;">251,279千円</td> </tr> <tr> <td>役員賞与引当金繰入</td> <td style="text-align: right;">38,250千円</td> </tr> <tr> <td>運送費及び保管費</td> <td style="text-align: right;">135,405千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">53,214千円</td> </tr> <tr> <td>旅費交通費</td> <td style="text-align: right;">146,288千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">27,324千円</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">21,225千円</td> </tr> <tr> <td>賃借料</td> <td style="text-align: right;">94,811千円</td> </tr> </table>	役員報酬及び給料手当	979,974千円	賞与	251,279千円	役員賞与引当金繰入	38,250千円	運送費及び保管費	135,405千円	減価償却費	53,214千円	旅費交通費	146,288千円	退職給付費用	27,324千円	役員退職慰労引当金繰入額	21,225千円	賃借料	94,811千円	1. 販売費及び一般管理費のうちの主要な費目は下記のとおりであります。 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">役員報酬及び給料手当</td> <td style="text-align: right;">990,467千円</td> </tr> <tr> <td>賞与</td> <td style="text-align: right;">261,616千円</td> </tr> <tr> <td>役員賞与引当金繰入</td> <td style="text-align: right;">48,750千円</td> </tr> <tr> <td>運送費及び保管費</td> <td style="text-align: right;">139,058千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">53,066千円</td> </tr> <tr> <td>旅費交通費</td> <td style="text-align: right;">145,636千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">27,814千円</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">23,150千円</td> </tr> <tr> <td>賃借料</td> <td style="text-align: right;">88,466千円</td> </tr> </table>	役員報酬及び給料手当	990,467千円	賞与	261,616千円	役員賞与引当金繰入	48,750千円	運送費及び保管費	139,058千円	減価償却費	53,066千円	旅費交通費	145,636千円	退職給付費用	27,814千円	役員退職慰労引当金繰入額	23,150千円	賃借料	88,466千円
役員報酬及び給料手当	979,974千円																																				
賞与	251,279千円																																				
役員賞与引当金繰入	38,250千円																																				
運送費及び保管費	135,405千円																																				
減価償却費	53,214千円																																				
旅費交通費	146,288千円																																				
退職給付費用	27,324千円																																				
役員退職慰労引当金繰入額	21,225千円																																				
賃借料	94,811千円																																				
役員報酬及び給料手当	990,467千円																																				
賞与	261,616千円																																				
役員賞与引当金繰入	48,750千円																																				
運送費及び保管費	139,058千円																																				
減価償却費	53,066千円																																				
旅費交通費	145,636千円																																				
退職給付費用	27,814千円																																				
役員退職慰労引当金繰入額	23,150千円																																				
賃借料	88,466千円																																				
2. 当社グループの売上高は防災という事業の性格から、第2、第3四半期連結会計期間に比べ、第1、第4四半期連結会計期間の売上高が増加する傾向にあり、それに伴い業績にも季節的変動があります。	2. 左に同じ																																				

前第3四半期連結会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成23年7月1日 至平成23年9月30日)
1. 販売費及び一般管理費のうちの主要な費目は下記のとおりであります。 役員報酬及び給料手当 328,158千円 賞与 78,849千円 役員賞与引当金繰入 12,750千円 運送費及び保管費 42,420千円 減価償却費 19,870千円 旅費交通費 44,271千円 退職給付費用 7,162千円 役員退職慰労引当金繰入額 7,250千円 賃借料 31,384千円	1. 販売費及び一般管理費のうちの主要な費目は下記のとおりであります。 役員報酬及び給料手当 330,217千円 賞与 92,672千円 役員賞与引当金繰入 16,250千円 運送費及び保管費 52,892千円 減価償却費 17,674千円 旅費交通費 52,594千円 退職給付費用 9,426千円 役員退職慰労引当金繰入額 7,950千円 賃借料 28,535千円
2. 当社グループの売上高は防災という事業の性格から、第2、第3四半期連結会計期間に比べ、第1、第4四半期連結会計期間の売上高が増加する傾向にあり、それに伴い業績にも季節的変動があります。	2. 左に同じ

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年9月30日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年9月30日現在) (千円)	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年9月30日現在) (千円)
現金及び預金勘定 6,689,572 取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する有価証券 499,884 現金及び現金同等物 7,189,457	現金及び預金勘定 6,307,472 取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する有価証券 499,977 現金及び現金同等物 6,807,449

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成23年9月30日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成23年1月1日至平成23年9月30日)

- 発行済株式の種類及び総数
普通株式 27,089千株
- 自己株式の種類及び株式数
普通株式 933千株
- 新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。
- 配当に関する事項
配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年3月30日 定時株主総会	普通株式	653,947	25	平成22年12月31日	平成23年3月31日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成22年7月1日至平成22年9月30日)

	繊維 (千円)	防災 (千円)	不動産賃貸 (千円)	その他 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	1,006,495	2,396,398	115,390	49,963	3,568,247	-	3,568,247
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	7,501	33	6,030	-	13,564	(13,564)	-
計	1,013,996	2,396,431	121,420	49,963	3,581,812	(13,564)	3,568,247
営業利益又は営業損失()	93,167	336,832	80,702	6,690	504,011	(217,187)	286,823

前第3四半期連結累計期間(自平成22年1月1日至平成22年9月30日)

	繊維 (千円)	防災 (千円)	不動産賃貸 (千円)	その他 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	4,759,060	14,604,112	346,672	251,776	19,961,621	-	19,961,621
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	39,655	7,273	18,090	85	65,104	(65,104)	-
計	4,798,716	14,611,385	364,762	251,861	20,026,725	(65,104)	19,961,621
営業利益又は営業損失()	410,865	3,322,612	241,994	363	3,975,108	(678,998)	3,296,109

(注) 事業区分はその類似性により下記の区分としております。

繊維.....純麻、麻混紡、化合繊等

防災.....消防ホース、救助工作車、救助器具等

不動産賃貸.....ビル、ショッピングセンター等賃貸事業

その他.....運搬機械製造、遊技場経営等

なお、運搬機械製造につきましては、平成22年3月末をもって業務を中止しております。

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成22年7月1日至平成22年9月30日)及び前第3四半期連結累計期間(自平成22年1月1日至平成22年9月30日)

本邦の売上高は、全セグメントの売上高の合計に占める割合が90%超であるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間(自平成22年7月1日至平成22年9月30日)及び前第3四半期連結累計期間(自平成22年1月1日至平成22年9月30日)

海外売上高は、連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当第3四半期連結累計期間（自平成23年1月1日 至平成23年9月30日）及び当第3四半期連結会計期間（自平成23年7月1日 至平成23年9月30日）

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は事業別に取り扱う製品・サービスについて包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。したがって、当社は、事業別を基礎とした製品・サービス別のセグメントから構成されており、「防災」、「繊維」、「不動産賃貸」及び「その他」の4つを報告セグメントとしております。

「防災」は消防用ホース、NBC災害対策用資機材、救助工作車をはじめとする防災特殊車輛などの製造、仕入、販売を行っております。「繊維」は官公庁向け繊維資材や民需向けの産業資材用ノーマックスなど高機能繊維素材等の製造、加工、販売を行っております。「不動産賃貸」はショッピングセンター貸地等賃貸事業、「その他」は遊技場の経営等を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期連結累計期間（自平成23年1月1日 至平成23年9月30日）

（単位：千円）

	防災	繊維	不動産賃貸	その他	計	調整額(注1)	四半期連結損益計算書計上額(注2)
売上高							
外部顧客への売上高	10,490,402	4,444,984	345,935	161,373	15,442,696	-	15,442,696
セグメント間の内部売上高又は振替高	13,293	37,509	18,090	-	68,893	68,893	-
計	10,503,696	4,482,493	364,025	161,373	15,511,589	68,893	15,442,696
セグメント利益又は損失()	2,007,770	414,017	233,865	6,765	2,648,888	710,412	1,938,475

（注）1. セグメント利益又は損失の調整額 710,412千円には、セグメント間取引消去1,950千円、各報告セグメントに配分していない全社費用 712,363千円が含まれております。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益又は損失の合計と調整額の合計は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

当第3四半期連結会計期間（自平成23年7月1日 至平成23年9月30日）

（単位：千円）

	防災	繊維	不動産賃貸	その他	計	調整額(注1)	四半期連結損益計算書計上額(注2)
売上高							
外部顧客への売上高	2,183,685	1,178,639	115,096	51,077	3,528,499	-	3,528,499
セグメント間の内部売上高又は振替高	721	9,514	6,030	-	16,266	16,266	-
計	2,184,407	1,188,154	121,126	51,077	3,544,765	16,266	3,528,499
セグメント利益又は損失()	124,821	120,184	81,423	3,327	323,101	227,177	95,923

（注）1. セグメント利益又は損失の調整額 227,177千円には、セグメント間取引消去836千円、各報告セグメントに配分していない全社費用 228,013千円が含まれております。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益又は損失の合計と調整額の合計は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

（追加情報）

第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

（金融商品関係）

前連結会計年度末日に比べて著しい変動がないため、記載しておりません。

（有価証券関係）

前連結会計年度末日に比べて著しい変動がないため、記載しておりません。

(デリバティブ取引関係)
該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)
当第3四半期連結会計期間(自平成23年7月1日至平成23年9月30日)
該当事項はありません。

(資産除去債務関係)
資産除去債務の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動はありません。
なお、第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しているため、前連結会計年度の末日における残高に代えて、第1四半期連結会計期間の期首における金額と比較しております。

(賃貸等不動産関係)
前連結会計年度末日に比べて著しい変動がないため、記載しておりません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成23年9月30日)		前連結会計年度末 (平成22年12月31日)	
1株当たり純資産額	639.67円	1株当たり純資産額	597.68円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

前第3四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年9月30日)		当第3四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年9月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	70.55円	1株当たり四半期純利益金額	41.42円
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(千円)	1,845,497	1,083,293
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	1,845,497	1,083,293
期中平均株式数(株)	26,160,566	26,156,867

前第3四半期連結会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)		当第3四半期連結会計期間 (自平成23年7月1日 至平成23年9月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	3.63円	1株当たり四半期純利益金額	1.39円
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結会計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成23年7月1日 至平成23年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(千円)	94,983	36,250
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	94,983	36,250
期中平均株式数(株)	26,159,653	26,156,440

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年11月12日

帝国繊維株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 布施木 孝叔 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 飯畑 史朗 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている帝国繊維株式会社の平成22年1月1日から平成22年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成22年7月1日から平成22年9月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成22年1月1日から平成22年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、帝国繊維株式会社及び連結子会社の平成22年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年11月10日

帝国繊維株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 布施木 孝叔 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 飯畑 史朗 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている帝国繊維株式会社の平成23年1月1日から平成23年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成23年7月1日から平成23年9月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成23年1月1日から平成23年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、帝国繊維株式会社及び連結子会社の平成23年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。